

アーカイブに関するタスクフォース・報告書概要①

設置の背景:

- これまで、アーカイブに係る取組は、流通する情報量の拡大のためアーカイブの構築に重点があった。
- しかし、我が国文化の海外発信等の観点からアーカイブへの期待が高まる中、継続的な取組の強化のためには、アーカイブの社会貢献(利活用)の明確化と社会基盤としての強化が不可欠。
- また、資料の滅失等に直面し喫緊の課題となっている分野(映画フィルム・ゲーム等)があり、その対応が求められてきた。

タスクフォース委員:

議長	中村伊知哉	慶應義塾大学大学院 メディアデザイン研究科 教授
委員	天野ゆに子	株式会社KADOKAWA 角川書店ブランドカンパニー 映像営業局 映像コンテンツ部 部長
	井上由里子	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授
	大場 利康	国立国会図書館 電子情報部 電子情報企画課 課長
	華頂 尚隆	一般社団法人日本映画製作者連盟 事務局長
	國谷 泰道	株式会社DNPアートコミュニケーションズ企画開発部ライセンスグループ リーダー
	杉本 重雄	筑波大学 図書館情報メディア研究科 教授 知的コミュニティ基盤研究センター センター長
	瀬尾 太一	一般社団法人日本写真著作権協会 常務理事
	本田 牧雄	一般財団法人デジタル文化財創出機構 代表理事(凸版印刷株式会社文化推進事業本部顧問)

議事:

- 第1回 (2月26日): 既存のアーカイブの利活用に向けた現状と課題、有識者ヒアリング
- 第2回 (3月10日): 既存のアーカイブの利活用に向けた現状と課題、有識者ヒアリング
- 第3回 (3月14日): アーカイブ構築・拡充に向けた現状と課題、有識者ヒアリング
- 第4回 (4月 3日): 報告書案について

アーカイブに関するタスクフォース・報告書概要②

基本的な考え方

- 公的アーカイブは情報社会における社会インフラとしての役割を期待。
- アーカイブの利活用促進のため、情報が届きやすく(見つけやすく)、利活用がしやすくなる必要がある。
- 利活用を図るべき分野を特定するなど戦略的な利活用の活性化を図るべきである。
- アーカイブの構築・運営に係る各機関の体制の強化が望まれる。
- メディア芸術のアーカイブについての充実に向けた取組が必要である。

取り組むべき施策

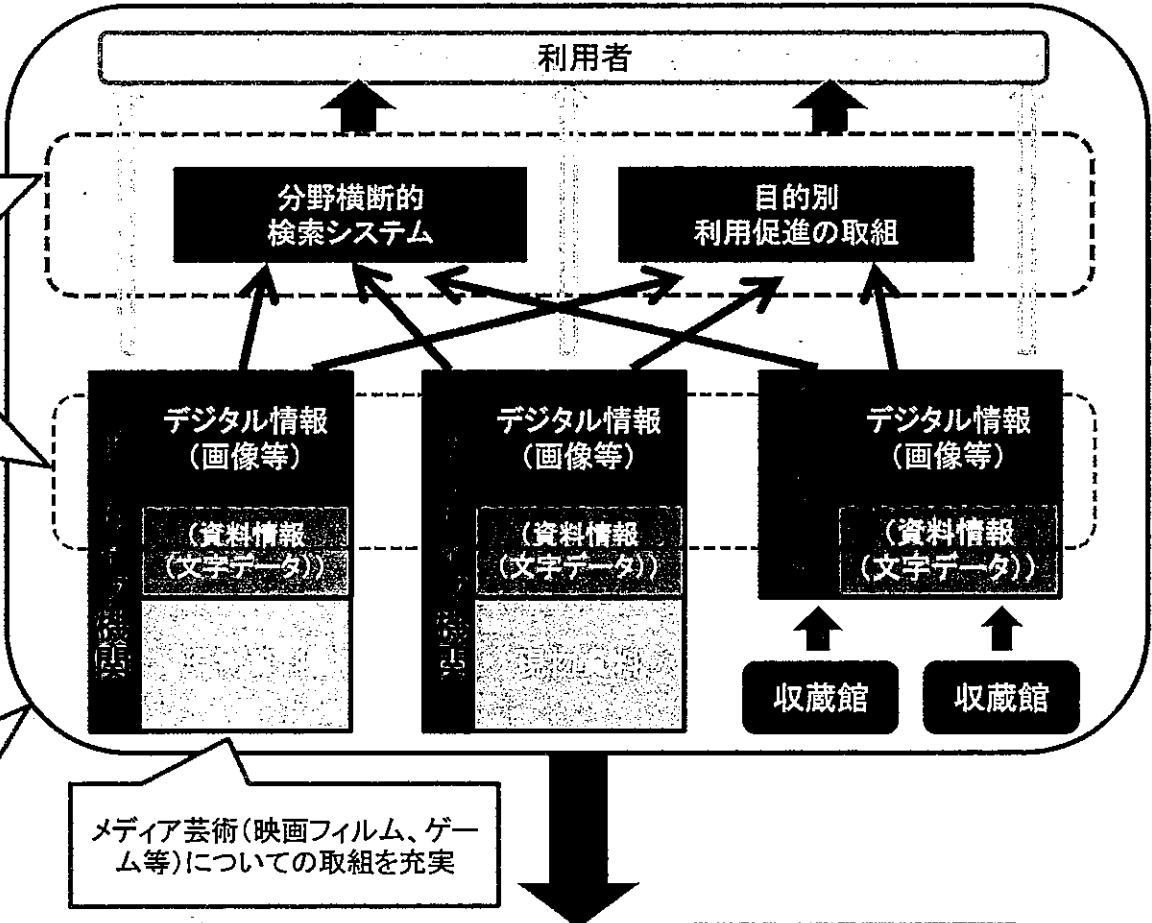
アーカイブの利活用の促進のために
～届きやすく、利用しやすく～

連携強化のための横断的取組
(届きやすく) ・分野横断的検索システム
・目的別利用促進の取組
-分野別ポータルサイト
-利用者とアーカイブをつなぐ人材の育成
(利用しやすく) ・権利処理の円滑化(一元化等)

各アーカイブ機関に求められる取組
(届きやすく) ・連携を目指したメタデータの採用
・外部ソフトウェア向けインターフェイスの公開や共通化(APIの開放など)
(利用しやすく) ・二次的な利用の手続の円滑化
・利活用のビジネスモデルの開発

今後のアーカイブの
整備・拡充に向けて

アーカイブ促進のための基盤の整備
・アーカイブ機関における体制の充実
・アーカイブを担う人材の育成
・長期保存等の基盤技術の開発
・孤児著作物のデジタル化ルール整備
などアーカイブに係る著作権制度改善

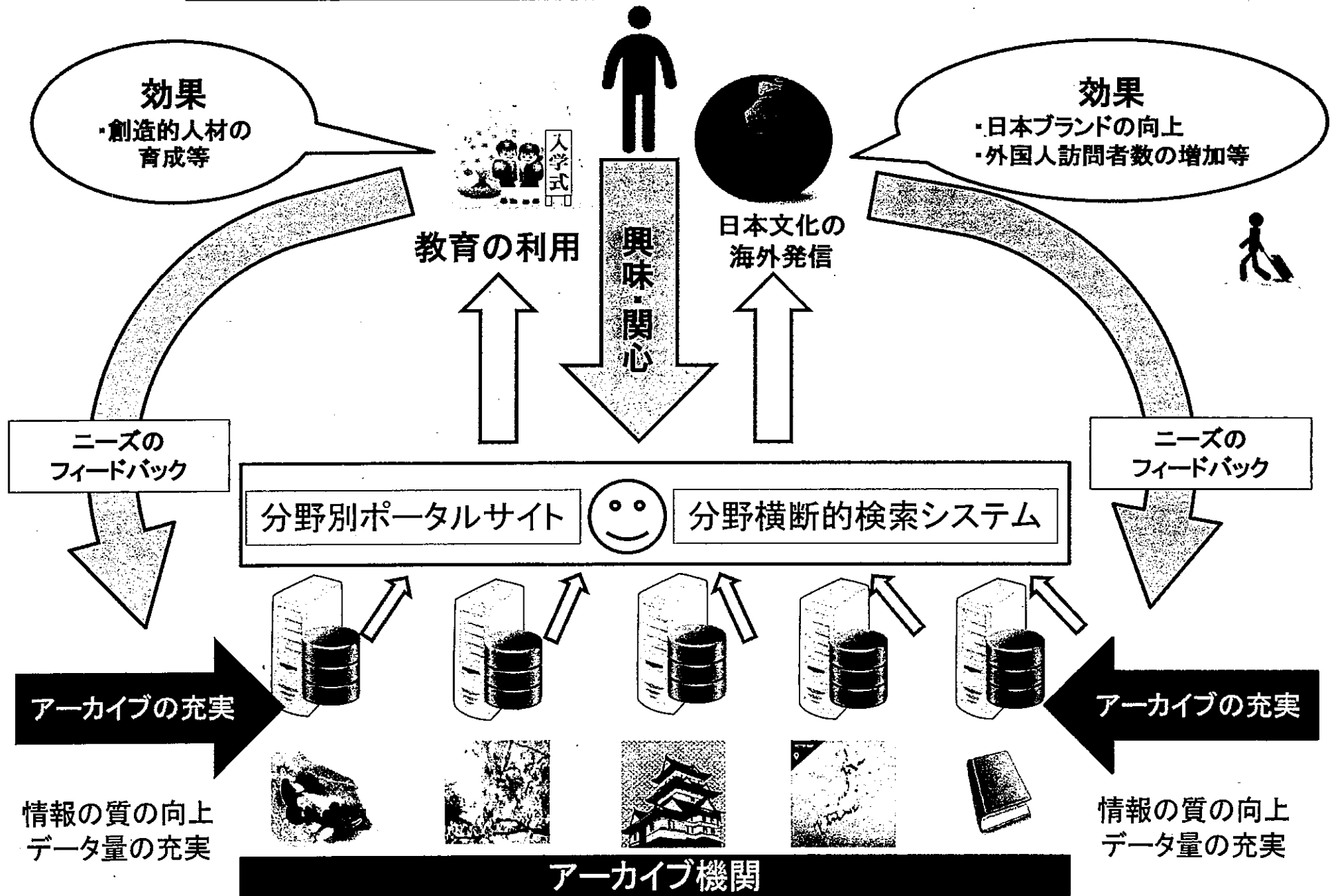


メディア芸術(映画フィルム、ゲーム等)についての取組を充実

アーカイブの戦略的活用により好循環を生み出す
～日本文化の海外発信、教育利用を優先して利活用を活性化～

アーカイブの利活用促進による好循環

(別紙)



アーカイブに関するタスクフォース 報告書

平成26年4月11日
アーカイブに関するタスクフォース

目次

I.	はじめに	2
1.	検討の背景	2
2.	タスクフォースにおける検討.....	3
II.	アーカイブの現状と課題.....	4
1.	アーカイブの分野別の状況.....	4
(1)	文化財	4
(2)	出版物等	5
(3)	放送番組	6
(4)	映画	8
(5)	ゲーム（ビデオゲーム等）	9
(6)	マンガ・アニメ.....	10
(7)	その他のアーカイブ.....	10
2.	小括	13
III.	アーカイブの利活用の促進のために.....	14
1.	アーカイブの利活用促進に係る取組.....	14
(1)	利用者へ情報が届きやすく（見つけやすく）すること	14
(2)	利用者の活動をしやすくすること.....	16
2.	アーカイブの戦略的活用.....	17
IV.	今後のアーカイブ構築・拡充に向けて.....	19
1.	デジタル化の一層の推進.....	19
2.	アーカイブを担う人材の確保・育成.....	19
3.	アーカイブシステムを支える基盤技術の開発.....	19
4.	メディア芸術等の分野における取組の展開.....	20
(1)	映画	20
(2)	ゲーム（ビデオゲーム等）	21
(3)	その他	21
5.	アーカイブの構築・充実に関する著作権制度の見直し.....	21
V.	最後に	23
	関連資料.....	24

I. はじめに

1. 検討の背景

博物館、美術館、図書館などのホームページから収蔵品に係る画像や関連情報を幅広く入手できるようになってきており、博物館等によるデジタル化資料の提供（デジタルアーカイブ）の取組は情報社会の基盤に成長しつつある。また、教育の現場や放送・出版等の経済活動での利活用も始まっている。

このデジタルアーカイブに係る取組は、欧州、米国をはじめとした各国においても積極的にとり進められ、海外への情報発信のための有力な手段となっている。アーカイブはそれぞれの国や地域の多様な文化を蓄積し発信するものであり、アーカイブにより海外に情報発信をしていくことは、世界の文化の多様性・多元性を確保し、新たな文化の構築に大きな役割を果たすものである。このような性質を有するアーカイブを充実していくことは文化大国としての我が国の責務であり、文化の発展に関し国際的貢献を行うものであると考える。また、長い伝統と豊かな文化、そして幅広い分野の最先端技術を有する我が国が戦略的に取り組むにふさわしいものであり、クールジャパン・日本ブランドの海外発信ともあいまって経済的な波及効果を及ぼすことも期待される。

知的財産推進計画の策定当初（2003年）から文化遺産に関するデジタル化や映画フィルム¹の保存に係る取組の重要性を指摘し、以降、政府における取組を発展させてきた。

知的財産政策ビジョン（平成25年6月）は過去10年の知的財産政策を振り返り、今後の政策の方向性を示すものであるが、このビジョンにおいて、新たな知的資産生産の基盤形成という点でデジタルアーカイブの重要性を指摘し、国の取組として「新たな産業や文化創造の基盤となる知的インフラを構築するため、書籍、映画、放送番組、音楽、アニメ、マンガ、ゲーム、デザイン、写真、文化財といった文化資産及びこれらの関連資料などのデジタルアーカイブ化を促進するとともに、各アーカイブ間の連携を実現するための環境整備及び海外発信の強化について検討し、必要な措置を講ずる」という方向性が示されている。

これまで、アーカイブに係る取組は、流通する情報量を拡大するための各分野におけるアーカイブの構築に重きを置くものであった。我が国文化の海外発信や地域情報の発信等の観点からアーカイブへの期待が高まる中、アーカイブへの継続的な取組を強化していくためには、社会基盤として、アーカイブの社会貢献（利活用）の明確化と強化が不可欠である。

また、アーカイブの取組が遅れている分野（映画フィルム・ゲーム等）があるが、資料

¹ これまで、アーカイブに関する国の取組として、文化庁の文化遺産オンライン、国立博物館のe-国宝、国会図書館の各種アーカイブなどが構築される。一方、府省横断的な検討として「知のデジタルアーカイブに関する研究会（総務省）」のデジタルアーカイブの構築と連携に関する提言（平成24年3月）がある。

の滅失等に直面しており、その対応が求められてきた。

そこで、知的財産戦略本部の検証・評価・企画委員会では、昨年12月に政府のアーカイブ施策に係る検証評価を行い、アーカイブ関連政策の重要性・緊急性に鑑み、アーカイブに関するタスクフォースを設置して、知的財産推進計画2014に反映させるため、強化策について検討を行うこととした。

2. タスクフォースにおける検討

アーカイブには、(i) 文化の保存、(ii) 社会的、経済的な利用、(iii) 情報インフラといった様々な側面があり、関連する政策分野としても「文化政策（文化財の保存・活用）」、「コンテンツ戦略（利活用の促進等）」、「IT戦略（インフラとしての技術的基盤、地域情報の発信等）」、「公文書管理政策（公文書の保存等）」、「電子図書館政策（出版物等の保存・活用）」などがある。

これらを総合した戦略についても検討が期待されるが、本タスクフォースでは、限られた時間で検討を行うことが必要であったことに鑑み、知的財産の創造・保護・活用とコンテンツ戦略の観点から検討を行なった。具体的には、知的財産戦略ビジョンで示された課題のうち「デジタル・アーカイブ化の一層の進展や連携とその海外発信を含めた利活用」について取り扱うこととし、我が国を代表するアーカイブの現状と課題の整理、それを踏まえたアーカイブの利活用の強化、今後のアーカイブの構築・充実として喫緊の課題がある分野（映画フィルム・ゲーム等）への対応等について検討を行なったものである。

II. アーカイブの現状と課題

アーカイブに係る現状と課題を分かりやすく分析するため、本タスクフォースではアーカイブの状況を図1のように整理をした。まず、第1に資料を現物により収集・保存する段階、第2に資料のデジタル化の段階、及び第3にネットワークを通じた利活用の段階がある。第2の段階は更に、1) 資料の書誌的情報を整備する段階及び2) 資料を撮影した画像や解説など資料の内容の理解を促す資料のデジタル化に分けられる。さらに、2)の段階には当該データがそのまま商業利用に耐えうるような高精細画像データ等をネットを通じて直接提供できる段階も存在する²。なお、最近では、ネットワークを通じた利活用が、資料のデジタル化と並行して進められるようになってきている。

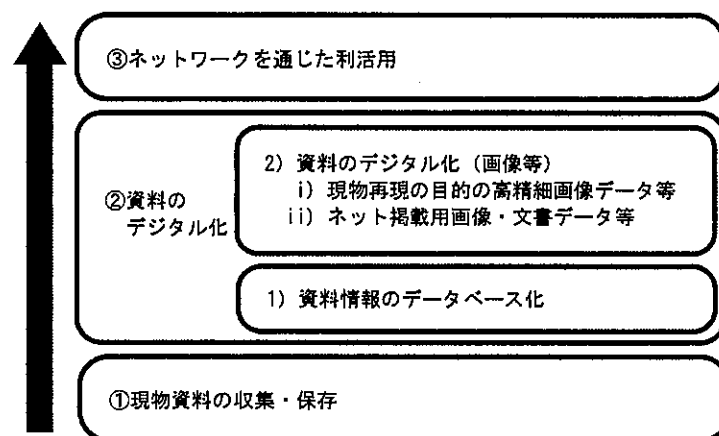


図 1: アーカイブ整備の段階

上記のアーカイブの段階を踏まえつつ、文化財、出版物、放送番組、映画、ゲーム、及びマンガ・アニメについて、本タスクフォースの委員による説明及び外部有識者へのヒアリング等に基づいてアーカイブ整備の分野別の状況を整理した結果を次に示す。

1. アーカイブの分野別の状況

(1) 文化財

文化財に係る主なアーカイブとしては、(独) 国立文化財機構の一部である東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館及び九州国立博物館（以下、「国立博物館」という。）、(独) 国立美術館（以下、「国立美術館」という。）、文化庁の取組を取り上げた。

① 国立博物館、国立美術館

国立博物館では、収蔵物の写真原版（フィルム）のデジタル化による画像データ 96

² 近年では当初からデジタルで作成される作品、資料が増えており、このような整理に当てはまらないケースも増加している。

万件、デジタル撮影による画像データ 5.9 万件。国立美術館では、画像データ 3.5 万件、テキストデータ 19 万件を提供。

国立博物館の所蔵する国宝・重要文化財の高精細画像（1,057 件）をオンラインで提供する「e-国宝」においては、多言語（日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語）による解説も併せて発信。Web サイトのほか、iPhone/iPad、Android 向けにオリジナルのアプリを提供している。これにより、普段、美術品に興味を持たない層からも関心を集めることができた。

東京国立博物館では、館蔵品を中心とした文化財の画像データをデータベース化し民間に業務委託した「イメージアーカイブ」により、画像データのライセンス販売を行っており、この際の作品の利用目的、配布部数、利用期間等に応じた契約条件をネット上で公開しており、海外からの引き合いも多い。

主な利用用途は、出版物等への商業利用、学術・教育等の公共的利用で、個人、NPO 等を含む非商業利用においては、画像データを無償提供している。また、文化遺産オンライン、国立国会図書館サーチ等のポータルのほか、Google アートプロジェクトへもデータを提供している。

アーカイブに係る課題としては、安定的な予算や人財の確保がある。そのほか、提供している作品に係る関連データの充実が予算・人財などの制約から進まないことや、今後取り組むべき API の開放、及びこれに伴う利用とライセンスのコントロール等の検討が課題である。

② 文化遺産オンライン

国指定文化財のほか、地方公共団体や登録された全国の美術館・博物館等から提供を受けた文化遺産情報をインターネット上で公開するポータルサイトである。文化遺産に係る情報約 11 万件を掲載（画像付は約 5 万件）。地図情報との組合せや、時代、分野、文化財体系等の様々な切り口から文化遺産情報の提供を行っている。

課題としては、提供する情報の充実に向けた参加施設の増加、海外向け発信力の強化のための多言語化などが挙げられる。

(2) 出版物等

出版物に係るアーカイブ機関としては、主たるアーカイブとして国立国会図書館を取り上げた。

国立国会図書館

国立国会図書館（以下、国会図書館。）は、納本制度に基づき、図書・雑誌・新聞・楽譜・レコード・地図のほか、CD、DVD、ROM カセット等の音楽、映画、ゲーム等について収集。近年、インターネット資料の収集も開始している。

デジタル化の状況としては、古典籍約 9 万点、図書約 90 万点、雑誌約 112 万点、博士論文約 14 万点を含む約 230 万点をデジタル化し、うち約 48 万点をインターネットで公

開している。国会図書館では、基本的には資料種別毎にデジタル化資料の提供を行っており、特徴的なものとして、明治期以降の図書・雑誌のうち、著作権保護期間の満了したものの、著作権者の許諾や文化庁長官裁定を得たもの計約 35 万点を「近代デジタルライブラリー」としてインターネット提供している。また、歴史的音盤アーカイブ推進協議会（HiRAC）³が 1900 年代初頭から 1950 年頃までに国内で製造された SP 盤等からデジタルした音源を「歴史的音源（れきおん）」として提供している。「歴史的音源（れきおん）」では、音楽・演説等約 5 万件を収録し、うち約 1 千件をインターネット公開している。

このほかの特徴的な取組として、「国立国会図書館サーチ」がある。国会図書館の全所蔵資料のほか、都道府県立図書館、政令指定都市の市立図書館の蔵書等、他の機関が収録している各種のデジタル情報を含めて約 1 億件の書誌・メタデータの横断的な検索が可能になっている。

デジタル化資料の二次的な利用について、近年増加の傾向にあるのは、刊行物への転載（教材や雑誌等の図版）、TV 放映での利用（「近代日本人の肖像」の肖像写真など）である。なお、文化庁の eBooks プロジェクトでデジタル化資料を活用したビジネスモデルの構築に向けた実証実験を行ったが、同取組をきっかけとした復刻版の発行もなされている。

外部システム等が国立国会図書館サーチの機能を系統的に活用できるよう、外部提供インターフェース（API：Application Programming Interface）の提供を行い利用の促進を図っている。

課題としては、アーカイブの構築・運営に係る予算・人員の充実、アーカイブ構築に係る裁定制度（5 年ごとの再裁定や二次利用において利用者による裁定手続が必要とされる点を含む。）や著作権不明の著作物（孤児著作物）の利用促進に向けた制度改善、オープンデータの動向との関係の整理等の課題がある。

(3) 放送番組

放送番組のアーカイブに関しては、NHK、民放と放送大学学園の放送番組を収集・保管、そして一般に対し無料で公開を行っている公益財団法人放送番組センターを取り上げた。

① 放送番組センター

放送番組センターは、放送法の規定に基づき、放送番組を収集、保管し、公衆へ無料で視聴・公開を行うことを事業目的とした公益法人である。同センターでは、所定の収集基準に基づいてラジオ・テレビ番組及び CM を収集し、現在は、これらのコンテンツをデジタルサーバーに保存、一元的に管理している。こうした「放送ライブラ

³ HiRAC により整備されてきたが（平成 25 年度で解散）、現在もレコードの製作会社が存続していない等の理由によりデジタル化が進んでいないものがあるなどの課題がある。

リー」においては、テレビ番組を約2万本保存し、そのうち約1万5千本を館内で無料公開している。テレビ番組以外では、ラジオ番組約4千本、ラジオ・テレビCM約1万本を保存・公開している。なお、番組収集に当っては、収集基準に該当する番組をリストアップの後、公開に向けた権利処理の可能性を判断するため、権利処理に係る番組情報を事前に各局から集めて判断、権利処理が不可能と見られる番組は初めから収集対象から除外している。

平成24年9月からは、放送局の若手制作者の教育・研修や、番組企画の参考に役立てるため、各放送局内向けに限定してネットを通じて番組を配信する「BL・クリエイター支援サービス」を開始している。そのほか、ネットを通じた取組として、地域ゆかりの作家、脚本家に関する番組を、その地域の公共施設へストリーミング配信したり、大学での教育利用のために特定番組を大学にストリーミング配信し、講義等で利用する取組を開始している。

課題としては、優れた放送番組でも権利処理の関係から収集・保管できない番組があること、収集出来ても権利処理が完了できず公開できない番組が残る状況があり、収集・公開番組の増加が永遠の課題として挙げられる。また、権利処理の上から館内公開が原則のため、全国の視聴者へ均等な視聴機会を与えることが出来ない等も大きな課題となっている。

② 日本放送協会（NHK）

NHKではこれまでに放送した番組・ニュースをNHKアーカイブスに保管しており、その活用の一環として、番組等のコンテンツをインターネットを通じて提供している。

NHKの放送番組の活用については、NHK本体の取組と関連会社における販売等の取り組みがある。NHK本体では、ネットを通じた提供として、ビデオオンデマンドサービスであるNHKオンデマンドのほか、無料で視聴できるストリーミングサービスを実施している。義務教育向けの教育番組のストリーミングサービス「NHK for school」や、「デジタルアーカイブサービス」(DAS)等である。DASでは、二次創作の素材を提供する「クリエイティブ・ライブラリー」、地図情報と映像を結び付けて提供する「映像マップ みちしる」や、「東日本大震災アーカイブス」「戦争証言アーカイブス」など6つのWebサイトで合計1万本の動画を閲覧できる。

インターネットでのコンテンツの教育利用を促すために、利用のための活用事例の紹介をはじめとした利用者の利用をサポートする工夫がなされている。教育活動における利用が活発で、世界でも成功している事例との指摘もあるが、これは利用者コミュニティの存在も大きいといわれている。

なお、放送番組の利活用については、海外⁴での状況を踏まえると、体制等が整えば更

⁴ 英国BBCは、放送番組の教育分野での活用に向け体制を大幅に拡充、また様々な層に向けコンテンツを組み直してパッケージで提供。映像資料の収集等を行うフランス国立視聴覚研究所(ina)は、45万時間の素材をサイト上で視聴可能とし、約14億円(2011年実績。うち素材販売85%、番組販売8%、DVD/VOD

なる利用の拡大が見込まれる。課題としては、アーカイブと視聴者の関心をどうつないでいくかの工夫（いざないのプラットフォームの構築）、放送番組の契約による問題や著作権法等で、アーカイブされた放送番組のネット配信について一定の制約があること、アーカイブの構築の際の権利処理に係る裁定制度等の改善がある。

(4) 映画

映画に関するアーカイブとして、国レベルの取組としては、映画フィルムの収集・保管をする東京国立近代美術館フィルムセンターのほか、DVDやBDなどの市販ソフトについて国会図書館が収集・保管を行っている（映画フィルムは対象外）。また、公開された日本映画の書誌的情報について、文化庁が日本映画情報システムを構築している。

ネットを通じた映画の提供については、民間の映像コンテンツの配信サイトから行われている。

① 東京国立近代美術館フィルムセンター

東京国立近代美術館フィルムセンターでは、約6万7千本の映画フィルム、多数の映画関連資料（図書約4万点、ポスター約5万点、スチル写真約65万点など）を所蔵している（平成24年度末）。

利用については、原則として館内利用のみであるが、著作権者の同意を前提として、優秀映画鑑賞推進事業（189会場で開催、約8万人が来場（平成24年度））、一般公開を目的とした映画フィルム貸与も実施、また、映画フィルム等の複製利用、上映用素材の試写、映画関連資料の貸与や複製利用も可能としており、調査・研究、教育目的を中心に利用が進んでいる。

近年では、文化・記録映画、ニュース映画等の原版寄贈においては、より包括的な権利許諾を進め、利用の拡大に努めている。

また、東京国立近代美術館フィルムセンター独自のデジタル化の取組については、「羅生門」や小津作品など重要25作品について、デジタル修復と映画フィルムにより長期保存（平成15～25年度）を行っている。また、適切な複製による映画フィルムの新規作成247本（平成24年度）、利便性を考えた映画フィルムのデジタル化約3,100本（独法化以前を含む平成24年度末、所蔵映画フィルムの約5%）を行っている。

所蔵品に関する詳細情報を記録するデータベースの整備を進めているが、人員不足から権利関係に関する情報の更新が進まない。また、放送・配信等の利用に係る素材提供についても、素材確認や手続に時間を要する一方、人員不足や専門部署の不在等のため、しばしば必要な期間内での対応が困難である。また、予算等の制約からフィルムの保存や利活用に係る取組に限界がある。さらに、フィルムによる保存は進んでいるが、利活

6%)を売り上げる。11,500登録ユーザーのうち、33%が海外。カナダ国立映画製作長の教育機関向けサービス「CAMPUS」では、小中学校向けに、2,500番組について視聴、抜出し、プレイリスト作成、コメント記入等が可能なプラットフォームを有償提供。なお、カナダでは、2012年の著作権法改正で教育活用の幅が拡大。

用を目指したデジタル化は、権利処理の必要性から不十分。

② 日本映画情報システム

文化庁の日本映画情報システムは、日本映画の誕生から今日までを網羅的に捉える日本映画総合目録が存在しなかったことから、日本映画作品に関する情報を総合的に把握し、フィルムの収集・保存に役立てるとともに、より多くの地域で多様な作品の上映を可能にすることなどを目的に構築されたもので、ネットを通じた情報の検索ができる書誌的な情報に係るデータベースである。2014年3月現在、1896年～2014年3月劇場公開の日本映画作品（映倫審査作品）全45,521件に関する情報が掲載されている⁵。

(5) ゲーム（ビデオゲーム等）

コンピュータを活用したビデオゲーム、PC用ゲーム、アーケードゲーム等⁶は、他の文化資産と比べ歴史が浅く、体系的なアーカイブ構築が進んでいない分野である。一方、1980年代後半以降のビデオゲームの発展は我が国ゲーム業界が牽引してきたものであり、関連資料を含め、その文化資産を保存・継承していくことが従来から課題とされてきた。

文化庁においては、ゲーム等のメディア芸術の保存等について、平成22年度より「メディア芸術デジタルアーカイブ事業」により、作品情報や所蔵方法等のデータベースの整備に取り組んでいる。

国レベルでのゲームの収集については、国会図書館が、納本制度に基づいてDVD-ROM等で販売されているゲームソフトについて収集を行っている（なお、国会図書館では試遊等はできない）が、実績は高くない（現在約4000タイトル）。

一方、立命館大学ゲーム研究センターや東京国際マンガ図書館（明治大学（2014年開館予定））においてもゲームソフトの現物の収集が始まっている。

海外での動向としては、米国スタンフォード大学（カリフォルニア州）がゲームソフト、ゲーム機、関連資料5万点を保存、展示している。また、ドイツコンピューターゲーム博物館（ベルリン）では、2万2千タイトル以上のゲームソフト、300以上のコンソール・コンピューターシステム、及び1万以上のジャーナルの保存、展示が行われている。

メディア芸術デジタルアーカイブ事業（文化庁）

ゲーム分野では、平成24年度までに家庭用ゲーム機12機種のゲームタイトル約1万4千件の基礎データを作成、平成25年度には、家庭用ゲーム機に加え、アーケードゲーム、PCゲーム約1万5千件が追加されている。一般公開は、平成26年度中を予定。

⁵ 委員より映画フィルムの劣化状況などの情報も追加したデータベース構築の必要性についての意見あり。

⁶ 近年ではソーシャルゲームが急速に普及するなど、新たなタイプのゲームも出現している。

(6) マンガ・アニメ

マンガ・アニメは、現在、日本のポップカルチャーを代表するものであり、海外においても注目度が高い日本文化であり、文化資産として保存・継承・活用していくことが期待されている。

これまでの、国レベルの取組としては、国会図書館による納本制度に基づく収集が挙げられる（アニメに関しては、DVD や BD 等により市販されているパッケージソフトを収集。）。

なお、民間の取組として、京都国際マンガミュージアム、東京国際マンガ図書館（2014 年開館予定）をはじめとした施設でマンガ本や関連資料の現物を収集している。アニメに関しては、杉並アニメーションミュージアムでの取組等がある。

デジタル情報に関しては、マンガ・アニメの書誌的な情報について、文化庁のメディア芸術デジタルアーカイブ事業によりデータベース化が行われている。

ネットを通じた配信については、映像配信サイトより提供されており、マンガについて近年電子書籍化による販売等が急速に拡大している。

メディア芸術デジタルアーカイブ事業（文化庁）

マンガ分野では、国内主要マンガ所蔵館 7 館の協力を得て、単行本データ（約 19 万件）及び雑誌（約 8 万件）のデータを整理し、平成 26 年度中に著者等に関する典拠情報を作成予定。

アニメ分野では、日本動画協会、国会図書館、東京国立近代美術館フィルムセンター等と協力の下、平成 24 年度までに劇場、TV アニメ等約 9 千タイトルの基本情報と約 600 作品分の詳細情報をメタデータ化。平成 25 年度には、約 2500 作品の詳細情報を整備。

(7) その他のアーカイブ

上記で述べた分野のほか、タスクフォースでの検討は行わなかったが重要なアーカイブの分野が存在している。

コンテンツ振興そのものではないが、国立公文書館によるデジタルアーカイブに係る取組である。現在目録データ 135 万件、画像データ 13 万件（重要文化財等のデジタル情報 2,289 点を含む）を公開している⁷。デジタル情報の利活用にあたっては、(1) ～ (6) のアーカイブに係る取組と連携しながら取り組むべきものも多いと考えられる。

また、デジタル情報の利活用にあたっては、情報の発信も重要である。海外向けに、許諾を得たアニメや放送番組等の情報ははじめとしたポップカルチャーについて JAPA©ON による海外発信が行われている。ポップカルチャーは、日本の強みであり、このような取組の強化が課題である。

⁷ 上記の他、国立公文書館アジア歴史資料センターでは戦前期の公文書 190 万件（2800 万画像）をインターネットにて公開している。

さらに、映画同様ビネガーシンドロームの問題のある写真分野、建築、ファッション等多岐にわたり日本の強みのあるデザイン分野、世界文化遺産に登録された和食のアーカイブの取組も併せて重要であることを指摘しておきたい。

なお、文化財等のデジタルアーカイブ化については、地方公共団体等の博物館、美術館、図書館でも行われているところであり、これらのアーカイブの実態や動向についても注視する必要がある。

以上を簡潔にまとめると表1のようになる。

表 1: アーカイブ整備の分野別状況

			文化財	出版物 ※1	放送番組	映画	ゲーム	マンガ・アニメ	(参考) 公文書
ネットワークを通じた利活用 (提供しているコンテンツ)			許諾を得たもの、権利処理済みのものを提供。	国会図書館では、保護期間満了のもの及び権利処理済みのもの等を提供。 配信対象に制約あり。 孤児著作物が課題。	権利処理済みのもの を提供、利用を意識した ポータルサイト (NHK)。 教育・研究に係る実験 的取組を開始(放送番組 センター)。	(東京国立近代美術館 フィルムセンター: 館 内利用)			国立公文書館 国立公文書館アジア歴 史資料センター
資料 の デ ジ タ ル 化	資料のデ ジタル化 (画像等)	現物再現の 目的の高精 細画像デー タ等	国立博物館 (e-国宝) イメージアーカイブ デジタル作品を活用した 特別展等※3	(国会図書館では事前 に高精細なデータを作 成し提供することは行 っていない。)	(-)		東京国立近代美術館フ ィルムセンターで修復 等を含めた取組を開始 (ネットでの公開はな い)。		
		ネット掲載 用画像・文 書データ等	文化遺産オンライン(文化 庁) 各博物館・美術館	国会図書館 (テキストデータでの 提供は行っていない。)	NHKアーカイブス 放送番組センター		(低解像度によるもの も含め、アーカイブ機 関によるネットでの公 開はない。)		国立公文書館 国立公文書館アジア歴 史資料センター
	資料情報のデータベース 化	文化遺産オンライン(文化 庁) 4館総合目録(国立美術 館) 美術図書館に係る ALC 国立博物館の各館	国会図書館	NHKアーカイブス 放送番組センター (放送番組に係る網羅的 なデータベース無) JAPACON(海外向け書 誌的情報)	日本映画情報システム (文化庁) JAPACON(海外向け書 誌的情報)	メディア芸術デジタル アーカイブ事業(文化 庁)	メディア芸術デジタル アーカイブ事業(文化 庁) JAPACON(海外向け書 誌的情報)	国立公文書館 国立公文書館アジア歴 史資料センター	
現物資料の収集・保存			博物館・美術館	国会図書館	NHK 放送番組センター	東京国立近代美術館フ ィルムセンター 国会図書館(LD、DVD 等の市販ソフト(フィ ルムは対象外))	国会図書館※2 立命館大学ゲーム研究セ ンター、 東京国際マンガ図書館 (明治大学(2014 開館 予定))	国会図書館 京都国際マンガミュ ージウム(京都市・京 都精華大学)、東京国 際マンガ図書館(明 治大学(2014 開館予 定))	国立公文書館 (歴史公文書等を受 入れ・保存)

※1 納本制度に基づき、出版物のほか、レコード、CD、DVD、ゲーム等も収集。近年対象を拡大する傾向(インターネット資料・オンライン資料)。

※2 国会図書館の納本制度がパッケージ系の電子出版物に拡大(平成12年)されたことに伴い収集対象になっているが実績は高くない。現在約4千タイトル。

※3 委員からは、こうしたハイエンドのデジタル作品はネットワークを通じた利活用以外にも、パッケージ販売等の多様な利活用があるとの指摘があった。

2. 小括

文化財、出版物、放送番組の分野では、ネットを通じてアーカイブ機関等により提供される情報の量が充実しつつあるが、情報量や情報の質の向上のため引き続き計画的な整備が期待される。

提供されるデジタル化資料の利活用については、情報にアクセスするだけでなく、教育や研究、出版や放送などでの二次的な利用も拡大してきている。出版等に係る二次利用については有料でデジタル化資料等を提供するサービスも広がりつつある。映画、ゲーム、マンガ・アニメといったメディア芸術の分野では文化資産としての収集保存について、作品情報、所在情報といった書誌的なデータベースの構築が進んでいるが、資料そのものの収集等に課題がある一方、ネットを通じた提供については民間における配信等がビジネスとして定着してきている。

文化財、出版物、放送番組のデジタルアーカイブの課題は、利活用の促進である。デジタル情報が充実しつつある中、今後、アーカイブを更に発展させ、社会基盤として、知の創造のサイクルへの貢献、クールジャパン・日本ブランド構築のため日本文化の魅力を海外に伝える役割を果たすことや、ビジネス活動の基盤としての役割を果たしていくことなどがアーカイブには期待される。

多くのアーカイブでは、これまで、情報の量の拡大に努めてきたところではあるが、利活用のための取組は必ずしも十分でなかった。NHK アーカイブスのように利活用の取組の成功事例を参考にしつつ、分野を特定するなど戦略的に更なる利活用の活性化を図ることが必要である。その際に、情報を利用者に届きやすく、活用しやすくするなど利活用のボトルネックの解消や利活用を加速する取組を進めるべきである。

今後、アーカイブを充実させていくためには、着実な整備に向けて、アーカイブの構築や運営に係る体制を強化すべきである。また、メディア芸術の分野、特に、映画、ゲーム等の分野では、現物資料の収集を含めた文化資産としてどのように保存・継承していくかについて更なる取組が求められる。

その際、ネットを通じた作品等の提供を前提としたデジタル化に対し国と民間等との役割分担を踏まえつつ国の取組や支援について検討し、必要な措置を講ずべきである。

なお、上記施策の具体化に当たっては、それぞれの分野における民間や地方公共団体の実態も把握し、短期的、長期的課題を整理したうえで、到達目標など施策の目標を定めPDCAサイクルを回していくという観点を持って取り組むことを求める。

III. アーカイブの利活用の促進のために

1. アーカイブの利活用促進に係る取組

文化財・出版物・放送番組に係るアーカイブの利活用促進のためには、利用者へ情報が届きやすく（見つけやすく）すること、情報を用いた活動をしやすくすることが必要である。

このため、以下、(1) 利用者へ情報が届きやすく（見つけやすく）すること、及び(2) 利用者の活動をしやすくすることに分けて論ずる。

(1) 利用者へ情報が届きやすく（見つけやすく）すること

利用者の役に立つ情報を発見しやすくするためには、まず、提供可能な情報が充実していることが不可欠である。また、一定規模の情報が蓄積されていることを前提に、幅広く利用を拓げるためにワンストップサービスである分野横断的検索システムが必要である。分野横断的な検索サービスとしては、国立情報学研究所の「想 IMAGINE」⁸、「国立国会図書館サーチ」等があり、このようなシステム・サービスの開発・性能向上が求められる。さらに、深く利用を展開するために利活用目的別のポータル構築が重要である。例えば NHK のデジタルアーカイブスにみられるような教育目的での活用のしやすさに配慮した取組である。これらの取組をアーカイブ利活用の両輪として取り組むことが必要である。情報リテラシーの多様性を踏まえ、利用者に対する人的なサポート等も考えられる。以下、これらを分けて整理する。

① 提供可能な情報の充実等

アーカイブが利活用される大前提として、予め想定した利用者のニーズに応える情報（資料の画像データだけでなくその資料に係る書誌的情報）が蓄積されていること、言い換えれば何を残し何を利活用するのか、アーカイブの対象とする文化資産の戦略対象の選択し蓄積して行くことが必要である。また商業的な利活用のためには、量だけでなく解像度等において一定以上の質も必要である。なお、各館による情報提供のためには、次の②に掲げるアーカイブ横断的検索システムによる各館サイトへのアクセス向上など、情報提供館へのメリット付与が必要である。

現状としては、データ数は増加しているものの、収蔵品等に係るネット掲載用画像データや関連する詳細情報、当該情報に係るメタデータの整備が不足している。NHK による放送番組のネット配信業務については総務大臣の認可による実施基準上制約があるところ、その見直しも求められている。

アーカイブ全体での提供可能な情報を充実させるため、利用者のニーズを踏まえた上での画像データ等の収集及びメタデータの整備の加速化を求める。また、NHK による放送番組のネット配信に係る業務の見直しの進展を期待する。

⁸ 国立情報学研究所連想情報学研究開発センター（センター長：高野明彦教授）の公開した検索システム。文化遺産オンライン、Wikipedia、近代デジタルライブラリー、新書マップといった多様な情報源を横断的に検索して、関連情報を一度に収集可能。さらに収集した検索結果を起点に更に再度関連情報を収集する仕組みがあるため、利用者は検索結果を見ながら連想を拓げつつ情報を収集することができる。

② アーカイブ横断的検索システムの開発等

これまで様々なアーカイブが構築されてきたが、複数のアーカイブの連携が不十分だったため、多くの場合、利用者は自分の役に立つデータを見つけるため、個別のアーカイブ中を次々と探すことが必要であり、どのようなアーカイブがあるのか知識がないと必要な情報を探すこともできなかった。

利活用のボトルネックを解消するためには、当該分野における様々なアーカイブを横断し検索することや、さらには分野を横断し情報の連携を図る検索システム等が必要とされる。このようなものには、国立情報学研究所の「想 IMAGINE」、[国立国会図書館サーチ]などの横断的な検索システムがあるが、引き続きシステム・サービスの開発・性能向上の取組が必要である。

③ 利用目的に特化したポータルサイトの構築等

一定の目的で利活用する利用者を想定した上で、そのニーズを踏まえた、利活用方法のサポート情報も含めた利活用目的別のポータルサイトの構築し、サービスを提供することが考えられる。NHKのデジタルアーカイブスの「戦争証言アーカイブス」では学校の授業での活用事例などを提示し、利活用を図っている。なお、このような取組は利用者コミュニティの存在により効果的なものとなるとの指摘があった。また、地域の情報に係る取組として、現在の地図情報上に歴史的画像を配置して見せる取組や、ある地域について時代の異なる歴史的地図を重ねて表示し歴史的に掘り下げ可能とした取組がある。

ポータルサイトの構築や改善に当たって、ユーザーコミュニティの育成等も含め、特定目的に応じたユーザーのニーズを捉えた情報発信に取り組むべきである。

④ 利用者に対する人的サポート

利用者の情報リテラシーは多様であり、利活用のすそ野を広げていくためには、アーカイブと利用者をつなぐ専門的人材も必要である。図書館や博物館・美術館においては、司書や学芸員がその役割を果たしているが、デジタルアーカイブの利活用の促進においても司書等と同様な機能を果たす人材がデジタルアーカイブ機関等で活躍することが求められる。今後、アーカイブの利活用についての専門的人材の養成を行っていくことが必要である。

⑤ 各アーカイブ機関で取り組むべき事項

単独の館での取組では、提供できる情報に限界があるため、複数アーカイブの連携が求められる。②で述べた横断的な検索システムもその一翼を担うものであるが、より有効に機能させていくためには、情報の間を結びつけるための基盤としてのメタデータ⁹の整備及び Web 上のデータ間を機械的に関連付け可能な Linked Open Data に向けた取組が重要である¹⁰。また、併せ

⁹ あるデータそのものではなく、そのデータに関連する情報。データの作成日時・作成者・データ形式・タイトル・注釈、またそれらをまとめた目録・索引・抄録等の二次情報など、データに関する（構造化された）データ。データを効率的に管理したり検索したりするために重要な情報。

¹⁰ 政府においては現在オープンデータ推進施策が進められ、公共データの二次的な利用を図るための取組が進められている。アーカイブにおけるデジタル情報については、デジタル情報の分野や性質、それぞれのアーカイブが置かれた状況を踏まえつつ公共データに係る取扱いについての検討が期待される。なお、その際、デジタル画像の活用を自己収入の手段のひとつとして求められている独立行政法人がある（「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定））ことにも留意すべきである。

て、各アーカイブにおける共通した外部向けインターフェースの共通化と公開により、他の Web サイトやアプリ等からアクセス可能にすることが必要である¹¹。

これらの取組の加速のため、専門的知見を持つ人材を地方での取組も含めアーカイブの構築や改善に取り組む博物館・美術館・図書館等への派遣等を通じて働きかけて行くことが求められる。

(2) 利用者の活動をしやすくすること

ネットを通じたアーカイブ情報の閲覧等に留まらず、当該情報の教育、出版・放送をはじめとしたビジネスなど二次的な利用を促進していくためには、利用者が迅速に使える環境を整備していくことが重要である。迅速な利活用に関しては、権利処理手続等がボトルネックになっていると考えられる。

① 各機関における窓口の整備

著作権による保護を受けている作品に係る二次的な利用については、著作権に係る権利処理が必要とされている。なお、アーカイブ機関が収集・公開した画像データ等の二次的な利用について著作権を有していないことも多い。

円滑な権利処理に向けた取組例として、国立博物館等の「イメージアーカイブ」のように権利処理窓口を整備して円滑化を進めている事例もある。しかし多くのアーカイブにおいては、こうした取組が部署の不在や人員配置等、種々の事情から不足しているため、短い期限での権利処理依頼に応えられず、利用者が二次的な利用自体を断念するなど、アーカイブの利活用が進まない一因となっているとの指摘もある。

本タスクフォースとしては、アーカイブされた画像データ等の利活用において、各館等における相談や権利処理窓口機能を果たす人材の確保や窓口の整備を求める。

② 権利処理契約の円滑化に係る取組

各アーカイブが処理窓口を整備した場合においても、利用者においては各アーカイブへの個別の問合せを要し権利処理コストは依然として高いため、アーカイブ横断的な取組により、利用者による利便性の更なる向上が求められる。

作品の利用目的、配布部数、利用期間等に応じた契約条件をネット上で公開して権利処理を円滑化した事例もあり、権利処理に係る問合せ先のデータベース及び権利処理窓口の一元化等¹²、権利処理の集約化に係る取組が有効との指摘もある。

本タスクフォースとしては、アーカイブされた画像データ等の利用促進のため、作品の利用目的、配布部数、利用期間等の契約条件について契約のひな形の作成・普及啓発等により、デジタルアーカイブに収録された画像データの権利処理コストを、利用者及びアーカイブ機関の双方において軽減することを求める。また、権利処理に係るデータベースの構築・整備を求め

¹¹ この点については「知のデジタルアーカイブに関する研究会（総務省）」にてガイドラインが作成されている。

¹² 権利処理窓口については、日本再興戦略（平成 25 年 6 月）でも、コンテンツの海外展開促進の観点からその整備を図ることとされており、これはアーカイブの利活用における権利処理窓口の整備とも方向性を共通にするものである。

る。さらに、複数のアーカイブが協力・連携した取組を求める。

③ 孤児著作物の利用に係る環境整備

アーカイブと孤児著作物に関しては、様々な論点があるが、ここでは、アーカイブのデータの二次的な利用に係る課題について取り扱う。

孤児著作物は、権利者不明の著作物のことであり、文化庁長官の裁定を受け利用することが可能とされており、国会図書館は裁定制度を活用しデジタル化を行っている。

孤児著作物に係るデジタル化された情報を出版・放送等に利活用しようとする場合、現行法では、利用者は改めて文化庁長官の裁定を受けなければ適法な利用にならない。

このような現状に対し、委員からは、著作権存続中の孤児著作物を利用しやすくする仕組みが必要であり、頻繁で軽微な利用に係る権利の一元的な管理機関による集中処理が必要である旨指摘があった。

本タスクフォースとしては、文化審議会著作権分科会における裁定制度の在り方等の検討において、孤児著作物の利用の円滑化を図る具体的な仕組みの導入等について検討を行うことを求める。

④ 利活用モデル等の開発

アーカイブのデジタル化資料を活用したビジネスの展開上における著作権処理の課題を明らかにするため、平成24年度、文化庁において eBooks プロジェクトが実施されている。

利活用の促進に向けては、効果的な海外情報発信、教科教育をはじめとした教育利用、ビジネス利用を念頭においてそれぞれの展開に係る課題等を明らかにし、利活用を促進する上でのノウハウを共有するための実証的な取組を行うなど、社会基盤等となるアーカイブの構築に向けた取組を進めていくべきである。

2. アーカイブの戦略的活用

アーカイブの現状と課題の整理、利活用のためのボトルネックの解消等について整理してきた。アーカイブの利活用は、文化情報の発信、文化資産の研究・教育での利用、出版・放送での活用、観光・文化による地域活性化・町おこし、その他のビジネスでの利活用等幅広い分野で期待される場所であるが、限られた予算等の中では、優先順位をつけて施策を講じていく必要がある。

本タスクフォースでは、知的財産戦略として、アーカイブに関する利活用を検討してきたことから、利活用の目的別ポータルサイトの構築等に当たっては、次の分野を重視すべきであると考えられる。

第一に、日本ブランドの構築に資する日本文化等の情報発信に取り組むべきである。2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、諸外国からの関心が高まる中、多様な文化関係資料のアーカイブの整備に関する取組を着実に推進するとともに、日本の多様な文化についての確に発信し、興味関心を広げていくことに資するような取組を行うべきである。また、日本を訪問した際に、日本文化を楽しむやすくする仕組みや慣行に資する取組等の工夫もすべきである。

第二に、教育におけるアーカイブの活用である。知の創造サイクルへ貢献するほか、すべての

小・中学校において児童生徒1人1台の情報端末によるデジタル教科書・教材の活用をはじめとする教育の情報化の本格展開が迫っている中、文化資産、歴史資料、自然科学に係るデジタル資料の宝庫であるアーカイブの利活用の可能性は非常に大きいものがある。授業における利活用だけでなく、児童・生徒の一人一人が興味関心を深められるような取組や自国の文化・歴史を学ぶ取組を、各アーカイブの取組として、また、アーカイブ横断的取組として求める。

日本文化の海外への情報発信や教育等をはじめとした利活用を通じ、アーカイブに対するニーズを把握し、メタデータの整備をはじめとしたデータの質の向上やデータ量の充実を図るといった好循環を生み、アーカイブをより充実・発展させていくことが期待される。

IV. 今後のアーカイブ構築・拡充に向けて

1. デジタル化の一層の推進

アーカイブの現状でみてきたように、デジタル情報の充実等、各アーカイブの取組が一定程度図られてきたが、その取組はまだ道半ばであり、行うべき取組は山積みされている。さらに、東日本大震災以降、デジタルアーカイブの構築・拡充は、震災等における文化資産の滅失に対する取組としても注目度を増している。

また、デジタルアーカイブに係る業務は、近年急速に拡大してきた業務であり、専門人材の確保・養成も不十分な中で取り組まれてきた。予算についても補正予算等により整備されることが多く、整備に係る予算は確保されても、その運用に係る予算等を確保することなどに課題があった。

今後、アーカイブを社会基盤として有効なものにしていくため、安定的な予算の確保や人員の確保などの体制の強化が必要である¹³。

2. アーカイブを担う人材の確保・育成

アーカイブを充実させ、利活用を促進していくためには、それを支える人材の育成と確保が不可欠である。

各アーカイブ機関においては、アーカイブの構築や運営を支えている学芸員や司書等の職員である。アーカイブを支える職員は、アーカイブに係る資料と情報技術の双方の知識を有する、また、前述したように利用者をサポートする、いわば「中間層の人材」としての能力が求められる。求められる具体的な知識・能力としては、

- (i) アーカイブに収蔵された現物に係る知識とシステム技術の双方を有する、
- (ii) インターネット上でのコンテンツ利用に適したコンテンツ情報の組織化ができる
- (iii) 利用者のニーズに沿ったサービスの設計から組み立てることができる
- (iv) 利用者のニーズを踏まえ、利活用をサポートすることができる

であるが、現在の養成課程等では、これらの知識を身に付けることは容易でない。

本タスクフォースとしては、司書や学芸員等の養成課程や社会人を対象とした講座等において、これらの知識や能力を身に付ける機会を設けるなど人材育成課程等の整備等に対する支援を求める。

3. アーカイブシステムを支える基盤技術の開発

デジタルアーカイブには、ネットを通じ情報を提供するという役割とともに、デジタル化した情報を長期に安定的に堅牢性をもって保存し、継承するという役割を有している。

ネットを通じた情報提供の記録媒体には、ストレージサーバー等が活用されているが、エネル

¹³ 委員からは、海外動向への対抗策を含む「活用を想定したデジタルアーカイブ」を、各個別機関の取組とは別に国として戦略化する継続的な推進母体（司令塔）が必要であるとの指摘があった。

ギー効率性や堅牢性を有する記録媒体が求められている。また、記録媒体については、併せて、長期間にわたって読み出し等の機器が提供されることも求められる¹⁴。

長期保存のメディア開発やデータを安全に恒久的に保管できる技術などデジタルアーカイブを支える技術に係る研究開発を進めるべきである¹⁵。

4. メディア芸術等の分野における取組の展開

メディア芸術の分野では、資料に係る書誌的データベースの整備の段階であり、民間も含め、現物資料の収集等が課題になっているとの意見もある。一方、ネットを通じた作品の提供については民間の電子配信等が行われている。本タスクフォースでは、メディア芸術に係る書誌的データベースの状況を検証するとともに、喫緊の課題を有している映画分野とゲーム分野を中心に検討を行った。メディア芸術デジタルアーカイブ事業は平成26年度までのものであるが、この事業の成果も踏まえた取組を進展させることが期待される。

(1) 映画

映画フィルムをめぐる課題としては、次のようなものがある。

- (ア) 過去の作品（特に1950年代後半から1960年代）の映画フィルムの劣化（ビネガーシンドローム）
- (イ) 現像所等に保管される所有者不明のフィルム等の取り扱い
- (ウ) 近年の映画のデジタルに対応した、映画フィルムに代わるデータの保管・継承
- (エ) フィルムの修復に係る人財の維持と確保

また、映画作品の利用はデジタル形式で行われるようになっており、過去の作品のデジタル化を映画会社が行っているが、保護期間満了に近い作品については投資回収の見込みが立たない等からデジタル化が進んでいない。このため、国民が鑑賞する機会が失われている状況である。

更に、放送の4K化の動きがあり、これまでの画質での対応が難しく新たにデジタル化を行う必要が生じてきているが、映画会社の負担になっている。

このような現状に対し、委員からは、映画フィルムのままでは視聴できなくなるためデジタル化が必要との指摘のほか、国会図書館による映画フィルムの収集や東京国立近代美術館フィルムセンターの独立などによる収集の強化等についての提案、映画の劣化状況や所在を含むデータベースの構築、長期的な課題として、映画フィルムに係る法定納入制度の導入、権利者不明作品を公的機関等で保管・継承する仕組みの導入などを図る法案の提案がなされた。

本タスクフォースとしては、ビネガーシンドローム等による滅失の可能性の高いフィルムについて早急に対応の検討を進め結論を得て、その取組を抜本的に強化する措置を講ずることを求め

¹⁴ 委員からは、デジタルアーカイブを長期間稼働させていくための管理技術や戦略の必要性や、アーカイブデータを時代を超えて読み取れることを保証する基盤作り、国として恒久保存することの必要性も指摘されている。

¹⁵ 委員からは、将来的には、デジタル情報の保管を安全・堅牢にするデジタルアーカイブのシステムを確立しこれを海外展開することなども視野に入れるべきとの指摘もされている。

る。また、映画フィルムの保存・継承、デジタル化について、映画フィルムの法定納入制度も含め、公的にデジタル化された映画等の活用に留意しつつ検討し結論を得るべきである。

(2) ゲーム（ビデオゲーム等）

我が国は1980年代からゲーム産業を作り上げてきた世界有数のゲーム大国である一方、ゲームの文化の継承等については次のような課題がある。

- (ア) 旧作ビジネスが普及しネットを通じ提供されている一方、ゲーム業界の盛衰が激しいため活用されず、保管・継承されず、消えていくソフトも多いこと
 - (イ) 現物の収集が始まっているが、強化して行くことが必要なこと
 - (ウ) ゲームソフトだけでなく、同時に関連資料も収集・保存を視野に入れること
- メディア芸術デジタルアーカイブ事業の成果を踏まえ、ゲームのアーカイブの取組に向け検討を行い結論を得るべきである。

(3) その他

メディア芸術のうち、放送番組についてはNHK及び放送番組センターが資料の収集、デジタル化を行っているところであるが、特に、放送番組センターでの放送番組の収集保管については、外国の例¹⁶も参考に、収集範囲を拡大する方策について、検討を行うべきである。

また、日本の強みであるポップカルチャーに係るJAPACONをはじめとした情報発信の取組を強化すべきである。

5. アーカイブの構築・充実に関する著作権制度の見直し

デジタルアーカイブの構築に当たっては、著作物のデジタル複製や公衆送信のための権利処理が必要となる（保護期間満了した著作物については必要がない。）。

アーカイブ構築に当たっては、この権利処理が大きな負担となっており、著作物の利活用の促進の観点から、権利処理を一元的に行える窓口等の整備が求められる。

また、孤児著作物も多く、デジタルアーカイブの構築に当たってもその取扱いが問題となる¹⁷。2012年10月には、欧州における、公共主体による孤児著作物の公益目的での利用（デジタル化・複製・保存・公衆送信・インデックス・カタログ化）について、利用前における「入念な調査」等、所定の要件下で許容する欧州指令が出されるなど、海外での取組も進んでいる。

我が国においては、裁定制度の見直しの検討が開始されているが、北欧諸国にみられる拡大集

¹⁶ 例えば仏では1992年に放送番組の納品義務に関する法律が制定。本法律の納入義務範囲は、全てのラジオ公共放送（1994年1月～）、国内全てのテレビ放送（1995年1月～）、ケーブルTVと衛星方法の番組及び一部の商業放送のラジオ番組（2002年1月～）（マイヤール、「世界最大規模の放送番組デジタル・アーカイブ」、放送研究と調査、NHK、2006.10, pp.64-76.）。2011年11月時点までにデジタル化された資料は、16mm及び35mmフィルムのテレビ番組14万3千時間、ラジオ番組49万7千時間等（“E1237-フランス国立視聴覚研究所（INA）テルッヅ氏講演会<報告>”，カレントアウェアネス-E、No.204、国立国会図書館、2011.11.）。

¹⁷ 委員からは、孤児著作物の利用等に係るルールの策定と利活用円滑化により、孤児著作物を利用した作品の制作やビジネスの活性化が図られるという指摘があった。

中許諾制度をはじめとした諸外国の取組や動向等も参考とし、利用の円滑化に向けた制度の導入の検討を行い、必要な措置を講ずることを求める。また、その際、前述した、裁定制度を利用した著作物の利用手続の簡素化も併せて検討すべきである。

V. 最後に

知的財産戦略においてはコンテンツを起点として広く他産業の競争力向上に資するための日本ブランド構築が重要な政策である。そのためには多様なルートで日本の文化の魅力を発信していくこと、日本ファンを長期的に維持拡大していくことが必要であり、日本の文化資産の宝庫であるアーカイブは重要な役割を果たしうるものだと考えている。

海外へのデジタル情報の発信としては、既にJAPACONにより日本のポップカルチャーの書誌的情報等の発信（英語）が、また、我が国の伝統的な文化について国立博物館のe-国宝により発信（日、英、仏、中、韓）が行われているが、欧州、米国、中国、韓国の取組などと比べると、力強さに欠けている。一方、海外の巨大資本による情報支配の脅威も存在している。

このような状況に対し、委員からは、日本文化を世界に発信するための戦略構築の一環として文化財のデジタル化による情報発信の重要性も指摘されている。本タスクフォースとしては、日本ブランド構築、2020の東京オリンピック・パラリンピックに向け日本への関心の高まりへの対応のためにも、ネットを通じた文化情報の発信を強化していく重要性を再度強調したい。ネットを通じた日本文化の情報発信は、日本を身近に感じさせ、深く知る機会を与える上で大きな役割を果たす。

そのため、既存のアーカイブのデジタル情報の海外向け発信を強化するとともに、日本の文化の魅力のネットを通じた発信のための取組（機能・体制）について幅広い検討を行うことを重ねて提言する。

また、限られた予算の中で有効な施策を講じるため、優先して取り組むべき利活用として海外への情報発信のほか教育の分野を提言している。これらの取組は、外国人訪問客の増加や創造的人材の育成などの波及効果を有し、我が国の成長に貢献するものである。本タスクフォースとしては、利活用の展開を起点としたアーカイブ充実のための好循環を作るとの視点をしっかりと持って、関係省庁・機関が積極的に施策に講ずべきことを提言する。

本提言の実現に向け、知的財産本部には、IT総合戦略本部をはじめとした関係省庁との一層の連携を求める。

關 連 資 料

1. タスクフォース設置根拠

アーカイブに関するタスクフォース及び 音楽産業の国際展開に関するタスクフォースの設置について

平成26年2月26日
知的財産戦略本部
検証・評価・企画委員会座長決定

- 1 「検証・評価・企画委員会の運営について」（平成25年11月5日知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会座長決定）第4項に基づき、コンテンツ分野における知的財産推進に係る専門の事項を調査させるため、以下のタスクフォースを設置する。
 - (1) アーカイブに関するタスクフォース
アーカイブ化の促進及び利用の円滑化等に向けた現状と課題に関する調査を行い、必要な支援策について検討を行う。
 - (2) 音楽産業の国際展開に関するタスクフォース
我が国の音楽産業の海外展開及び海外から国内への誘致に向けた現状と課題に関する調査を行い、音楽産業の国際展開の促進に向けた支援等について検討を行う。
- 2 タスクフォースの議長及び委員は、別紙1及び別紙2のとおりとする。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、委員のうちから副議長を指名することができる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる。
- 5 前各項に掲げるもののほか、タスクフォースの運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(別紙1)

アーカイブに関するタスクフォース 委員名簿

- 天野ゆに子 株式会社KADOKAWA 角川書店ブランドカンパニー
映像営業局 映像コンテンツ部 部長
- 井上由里子 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授
- 大場 利康 国立国会図書館 電子情報部 電子情報流通課 課長※
- 華頂 尚隆 一般社団法人日本映画製作者連盟 事務局長
- 國谷 泰道 株式会社DNPアートコミュニケーションズ
企画開発部ライセンスグループ リーダー
- 杉本 重雄 筑波大学 図書館情報メディア研究科 教授
知的コミュニティ基盤研究センター センター長
- 瀬尾 太一 一般社団法人日本写真著作権協会 常務理事
- 議長 中村伊知哉 慶應義塾大学大学院 メディアデザイン研究科 教授
- 本田 牧雄 一般財団法人デジタル文化財創出機構 代表理事
(凸版印刷株式会社 文化推進事業本部 顧問)

(五十音順、敬称略)

※平成26年4月1日より大場委員は国立国会図書館電子情報部電子情報企画課 課長

(別紙2は省略)

2. タスクフォース開催日程及び議題

○アーカイブに関するタスクフォース

第1回 平成26年2月26日(水)

議題：既存のアーカイブの利活用に向けた現状と課題、有識者ヒアリング

第2回 平成26年3月10日(月)

議題：既存のアーカイブの利活用に向けた現状と課題、有識者ヒアリング

第3回 平成26年3月14日(金)

議題：アーカイブ構築・拡充に向けた現状と課題、有識者ヒアリング

第4回 平成26年4月 3日(木)

議題：報告書案について

3. 参考人

日本放送協会知財展開センター 企画推進部 部長	小川 純子 氏
公益財団法人 放送番組センター 専務理事	工藤俊一郎 氏
国立情報学研究所 連想情報学研究開発センター長・教授	高野 明彦 氏
東京国立近代美術館フィルムセンター 主任研究員	栩木 章 氏
東京大学大学院情報学環 教授	馬場 章 氏
東京国立博物館 学芸企画部博物館情報課 情報管理室長	村田 良二 氏

(五十音順、敬称略)

